

## (2) 基本目標2 地域福祉の共通基盤づくり

### 重点課題1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

#### ①地域福祉活動、社会資源に関する情報発信

##### ● 広報紙やホームページを活用した情報発信

延岡市社協では情報を発信する方法の一つとして、広報紙を年6回発行しています。福祉に関する情報や地域での活動や取り組みに関する情報を発信していくことは、福祉課題・福祉活動への関心を高めるためだけでなく、地域の福祉力を高めるためにも不可欠であることから、幅広い年代の方々に関心を持っていただける紙面づくりに努めます。

また、ホームページは定期的に更新し、最新の情報発信に努めています。今後は多くの情報を提供できる利点を生かし、延岡市社協が取り組んでいる事業の案内だけでなく、関係機関・団体等の情報発信や関連団体等のサイトにリンクしやすいウェブサイトの運営について検討します。

さらに、情報提供の場として、延岡市社協に設置している掲示板を活用するなど、来所する方々に対しても多くの情報が得やすい環境づくりに努めます。

#### ②介護・福祉サービス情報提供の推進

##### ● 情報提供の積極的な推進

延岡市社協では、様々な相談窓口を通して、利用者が安心して地域で生活ができるよう情報の提供や支援にあたっています。

今後とも、行政や関係機関と連携しながら、利用者に役立つ情報を誰もがスムーズに入手できるように、情報の提供に努めます。

#### ③インターネット環境を活用した情報提供

##### ● 情報技術活用のための環境づくり

インターネットや携帯電話、スマートフォン等の普及による情報技術の高度化に伴い、情報化社会は日々進化しています。

これまでホームページや広報紙等により、福祉に関する情報を提供しておりますが、今後このような時代の変化にも対応できるように、インターネット上のコミュニケーションツールの活用など、幅広い世代の方々が手軽に身近な福祉情報を得られるような環境づくりに努めます。

## 重点課題2 総合的な相談・支援体制の確立

### ①総合的な相談体制

#### ● 総合相談体制の充実

延岡市社協は、福祉の総合相談窓口として、ふれあい福祉相談を始めとする様々な相談窓口\*により、相談者の適切な問題解決に努めています。

しかし、生活課題が近年ますます複雑化、深刻化し、地域住民の中には、相談できずに悩んでいるなど潜在的なニーズがあることも伺えます。

そのため、積極的に地域に出向きニーズの把握や相談窓口の周知を行うとともに、各相談機関、団体との連携を強化し、素早い解決につながるよう、相互のネットワークづくりに努めます。

#### ※ 相談窓口

(詳細については資料編P. 42～43を参照)

- |                                     |                                    |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> ふれあい福祉相談      | <input type="radio"/> 無料法律相談       |
| <input type="radio"/> 延岡市ボランティアセンター | <input type="radio"/> 市民助け合い資金     |
| <input type="radio"/> 生活福祉資金        | <input type="radio"/> 自立相談支援センター   |
| <input type="radio"/> 地域包括支援センター    | <input type="radio"/> 障がい者相談支援センター |

### ②専門相談員の資質向上の促進

#### ● 各種相談員の専門性の向上

延岡市社協職員は、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの支援のために、専門性を活かした企画力や実践力が求められます。

また、各関係機関との連携による幅広いサービス提供は延岡市社協の使命でもあり、専門職員個々の資質向上は、きわめて重要であります。

このようなことから、職員研修の充実や、自己啓発の支援に取り組みます。

### ③情報・相談ネットワークの充実

#### ● 関係機関との連携強化と情報共有

延岡市社協では、地域ケア会議、地区社協定例会や地区民児協定例会等に職員を積極的に派遣し情報の共有を図っています。

近年ますます複雑化、深刻化する生活課題に対する支援強化を図るためにも、地域の関係機関との連携が重要になっています。

今後、個別の支援から地域の支援につなげていけるようネットワークの構築に努めます。

#### ④地域での見守り活動の推進

##### ● 地域における見守り活動の充実

地域で見守りや支援を要する人は、ひとり暮らし高齢者だけでなく、障がいを抱える方やその家族、ひとり親家庭、子育て中の家庭など様々で、地域で生活する住民にしかみえない課題や、身近でなければ早期に発見しにくい問題もあります。問題を早期に発見するには、お互いに顔の見える環境づくりが必要であり、地域での交流や日頃からの見守りといった日常的な関係が、いざというときの手助けにつながる重要な役割をもっています。

今後、地域住民を含め様々な分野の関係機関、団体等がお互いの特性を活かしながら、地域課題の発見、解決という共通の目的のために協働していけるよう、地域福祉懇談会等を通じて知恵を出し合い、地域での見守り活動等の更なる充実につなげていきます。

#### ⑤虐待の対応について

##### ● 虐待の未然防止、早期発見、早期対応

児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

延岡市社協では、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、市や警察、児童相談所、保健所などの関係機関と連携に努めます。

## 重点課題3 ケアマネジメントシステムの充実

### ①総合的なケアマネジメントシステムの構築

#### ●多職種を交えた支援調整会議や地域ケア会議の開催

介護が必要となった人や生活や仕事等経済面で困っている人が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて多様化する生活課題を、適切な支援やインフォーマルサービスを組み合わせて、総合的にマネジメントすることが求められます。

延岡市社協では、高齢者においては恒富西地域包括支援センターと、3か所の小規模地域包括支援センターが中心となり、地域の介護支援専門員や医療などの専門機関とのネットワークシステムの構築を行います。また、障がいのある人に対しては、延岡市障がい者相談支援センター「ぱれっと」を拠点に、医療や福祉、地域の社会資源と連携を図ります。生活や仕事など経済面での困りごとなどを抱えた地域住民に対しては、のべおか自立相談支援センターが中心となり、他専門機関と連携して迅速な対応を図ります。

このように、専門機関ばかりでなく、インフォーマルな社会資源との連携強化において、多職種を交えた支援調整会議や地域ケア会議を開催し、情報をお互いに発信、共有することで、総合的なケアマネジメントシステム\*の充実に努めます。

#### ※ ケアマネジメントシステム

サービス利用者の立場で、個々の生活課題に応じて社会資源を有効に結びつけ、地域において可能な限り在宅生活を継続できるよう支援していく仕組みです。

### ②保健・医療・介護・福祉の連携の強化

#### ●専門職と地域住民との協働による安心安全なまちづくり

近年、核家族化や高齢化が進む中で、人間関係の希薄化、個人の価値観の違い、また認知症高齢者の増加等様々な要因が複雑に絡み合う複合的な原因から、生活課題も多様化しています。

こうした中、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を実現することが求められています。

そのため、保健・医療・介護・福祉が問題解決に向けた連携を強化することに加え、地域住民と協力し、住みやすい地域社会づくりを目指していく必要があります。そこで、延岡市社協が中心となり地域住民によるインフォーマルサービスの創出や多様な担い手の発掘・育成などに努めます。さらに、各種専門職と地域住民が協働のもと、地域課題・ニーズの発掘や問題解決に向けての手段や資源の創出を行い、地域の特性や実状に合った問題解決に向けたしくみづくりに努めます。

また、地域基盤を整え、地域力（自助・互助・共助）を高め、保健・医療・介護・福祉の多方面からの支え合う地域社会の必要性について発信していきます。

## 重点課題4 福祉サービスの利用者の権利擁護の推進

### ①日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の周知・利用案内

#### ● 広報等による事業周知、利用の促進

延岡市社協は、認知症や障がい等により福祉サービスの手続きや日常的な金銭管理に不安がある方を支援する、日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター）を、宮崎県社会福祉協議会から受託して行っています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、この事業が社会全体に理解され、多くの方が安心して生活が送れるように、周知を図り、利用促進に努めます。

また、利用者の多くは、複合的な課題を抱えており、近隣住民とのトラブル等、困難ケースも見受けられ、この事業単独では解決できないこともあります。

事業を推進するうえからも他職種との連携が必要であり、専門員及び生活支援員の資質向上にあたり、研修の積極的な受講や内部研修の充実に努めます。

#### ● 成年後見制度の周知、利用案内、移行

日常生活自立支援事業の対象とならない方や、利用者の中で著しい判断能力の低下のため契約継続が困難になった方は、成年後見制度\*の利用を案内し、移行に伴う助言などに努めています。

今後、法人後見を視野に入れながら、行政とのさらなる情報の共有や連携を進めていきます。

#### ※ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

#### ◎成年後見制度の種類

名称		区分	本人の判断能力	援助者		申し立てが出来る方
成年後見制度	法定後見	後見	判断能力が全くない方	成年後見人	親族、弁護士、司法書士、社会福祉士など家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。また成年後見人等を監督する成年後見監督人などを選任することがあります。	●本人 ●配偶者 ●四親等内親族 ●検察官 ●市町村長 など
		保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人		
		補助	判断能力が不十分な方	補助人		
	任意後見		判断能力があるうちに、将来に備えて誰にどのような支援をしてもらうかを契約により決めておく制度です。	任意後見人	任意後見監督人	●本人 ●配偶者 ●任意後見受任者 ●四親等内親族 など